



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 2 日 (金)
第 7 9 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (907) (税務課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (908) (指導管理課) 2
	保安林の指定の解除予定 (909) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (910~915) (〃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (916) (中部総合事務所県民局) 6
◇ 選管告示	政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部改正 (3 件) (92~94) 6
	個人演説会を開催することができる施設の指定 (95) 10
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (6 件) (森林保全課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (分権自治推進課) 18
	落札者の決定 (警察本部会計課) 19

告 示

鳥取県告示第 907 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 193 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
海上石油有限会社 代表取締役 堀田 収	境港市入船町 2 - 6	平成 19 年 10 月 16 日

鳥取県告示第 908 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第170条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部河川課
係長 湊 成志
主事 川口 豊長
- 3 委任期間
平成19年11月 1 日から平成20年 3 月31日まで

鳥取県告示第 909 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町古用瀬字赤松谷下モ平660の 1（次の図に示す部分に限る。）、660の 7 から660の 9 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 910 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字本谷692の5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 911 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字川井37、字香田46の5、47の1、47の2、字上大内380の1、380の2、382、字河井上江769の1、770から773まで、775、777

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 912 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字南方字猪ノ谷奥724、字井ノ谷山1412から1414まで、1415の1、1415の5、1416の1、1416の7、字井ノ谷上ミ平1418から1422まで、字高祖谷1445の1、1446の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 913 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字ハタ谷713、716
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 914 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字牛倉686の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 915 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字別所字宮ノ谷232の1から232の4まで、233、字馬窪832の2から832の4まで、832の7、832の8、字砂和ヶ谷833の1、833の12、字井手口ヶ谷835の1、字割谷926の1、926の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字二ノ坪谷47の1、47の2、字四ノ東谷459の4、字居屋谷西平618の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第916号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年12月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成19年11月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成19年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アザレア文化フォーラム

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

金澤 瑞子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市住吉町77-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県民に対して、芸術文化に関する事業を行い、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第92号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年鳥

取県選挙管理委員会告示第77号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山修次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部	政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部
報告年月日 平成17年3月30日	報告年月日 平成17年3月30日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 <u>38,776,188円</u>	(1) 収入総額 <u>36,776,188円</u>
ア 前年繰越額 40,885円	ア 前年繰越額 40,885円
イ 本年收入額 <u>38,735,303円</u>	イ 本年收入額 <u>36,735,303円</u>
(2) 支出総額 <u>35,370,055円</u>	(2) 支出総額 <u>33,370,055円</u>
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
個人の負担する党費又は会費	個人の負担する党費又は会費
(791人) <u>3,825,303円</u>	(791人) <u>1,825,303円</u>
寄附（政党匿名寄附を除く）	寄附（政党匿名寄附を除く）
(内訳別掲)	(内訳別掲)
個人からの寄附 120,000円	個人からの寄附 120,000円
法人その他の団体からの寄附	法人その他の団体からの寄附
10,689,927円	10,689,927円
政治団体からの寄附	政治団体からの寄附
3,100,000円	3,100,000円
小 計 13,909,927円	小 計 13,909,927円
寄附合計 13,909,927円	寄附合計 13,909,927円
本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	本部又は支部から供与された 交付金に係る収入
自由民主党本部	自由民主党本部
21,000,000円	21,000,000円
その他の収入	その他の収入
10万円未満の収入 73円	10万円未満の収入 73円
合 計 <u>38,735,303円</u>	合 計 <u>36,735,303円</u>
[寄附の内訳] 略	[寄附の内訳] 略
(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳
経常経費	経常経費
人件費 8,411,184円	人件費 8,411,184円
光熱水費 43,901円	光熱水費 43,901円
備品・消耗品費 725,025円	備品・消耗品費 725,025円
事務所費 4,263,476円	事務所費 4,263,476円

小 計	13,443,586円	小 計	13,443,586円
政治活動費		政治活動費	
組織活動費	2,560,964円	組織活動費	2,560,964円
機関紙誌の発行		機関紙誌の発行	
その他の事業費	1,507,855円	その他の事業費	1,507,855円
機関紙誌の発行事業費	788,050円	機関紙誌の発行事業費	788,050円
宣伝事業費	719,805円	宣伝事業費	719,805円
調査研究費	207,650円	調査研究費	207,650円
寄附・交付金	<u>17,650,000円</u>	寄附・交付金	<u>15,650,000円</u>
小 計	<u>21,926,469円</u>	小 計	<u>19,926,469円</u>
合 計	<u>35,370,055円</u>	合 計	<u>33,370,055円</u>
(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 100,000円)		(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 100,000円)	

鳥取県選挙管理委員会告示第 93 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、石破茂政経懇話会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成17年鳥取県選挙管理委員会告示第77号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 石破茂政経懇話会	政治団体の名称 石破茂政経懇話会
資金管理団体の 石破茂	資金管理団体の 石破茂
届出をした者の 氏名	届出をした者の 氏名
資金管理団体の 衆議院議員	資金管理団体の 衆議院議員
届出に係る公職 の種類	届出に係る公職 の種類
報告年月日 平成17年3月31日	報告年月日 平成17年3月31日
1 略	1 略
2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
個人の負担する党費又は会費	個人の負担する党費又は会費
(8 人) 176,000円	(8 人) 176,000円

<p>寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 10,500,000円 <u>（うち特定寄附 2,000,000円）</u> 機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーティーによる収入 8,369,000円 その他の収入 10万円未満の収入 18円 合 計 19,045,018円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 （寄附者の氏名） （金額） （住所） 石破茂 <u>8,500,000円</u> 鳥取市 Ⓢ石破茂 <u>2,000,000円</u> 鳥取市 （2） 略</p>	<p>寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 10,500,000円 機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーティーによる収入 8,369,000円 その他の収入 10万円未満の収入 18円 合 計 19,045,018円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 （寄附者の氏名） （金額） （住所） 石破茂 <u>10,500,000円</u> 鳥取市 （2） 略</p>
--	---

鳥取県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年鳥取県選挙管理委員会告示第51号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成19年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部 報告年月日 平成18年3月17日 1 略 2 収入・支出の内訳 （1）収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 740,000円 法人その他の団体からの寄附 5,964,615円 政治団体からの寄附</p>	<p>政治団体の名称 自由民主党鳥取県 第一選挙区支部 報告年月日 平成18年3月17日 1 略 2 収入・支出の内訳 （1）収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲） 個人からの寄附 740,000円 法人その他の団体からの寄附 5,964,615円 政治団体からの寄附</p>

	1,900,000円			1,900,000円
小 計	8,604,615円		小 計	8,604,615円
寄附合計	8,604,615円		寄附合計	8,604,615円
本部又は支部から供与された 交付金に係る収入			本部又は支部から供与された 交付金に係る収入	
自由民主党本部	26,000,000円		自由民主党本部	26,000,000円
その他の収入			その他の収入	
10万円未満の収入	89円		10万円未満の収入	89円
合 計	34,604,704円		合 計	34,604,704円
[寄附の内訳]			[寄附の内訳]	
個人からの寄附 略			個人からの寄附 略	
法人その他の団体からの寄附 略			法人その他の団体からの寄附 略	
政治団体からの寄附			政治団体からの寄附	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の 所在地)			(寄附者の名称) (金額) (事務所の 所在地)	
中部医師政治 連盟	100,000円	倉吉市	中部医師政治 連盟	100,000円 倉吉市
鳥取県石油政 治連盟	100,000円	鳥取市	鳥取県石油政 治連盟	100,000円 鳥取市
鳥取県歯科医 師政治連盟	500,000円	鳥取市	鳥取県歯科医 師政治連盟	500,000円 鳥取市
鳥取県医師政 治連盟	500,000円	鳥取市	鳥取県医師政 治連盟	500,000円 鳥取市
東部医師政治 連盟	500,000円	鳥取市	東部医師政治 連盟	500,000円 鳥取市
鳥取県税理士 政治連盟	<u>100,000円</u>	鳥取市	鳥取県税理士 政治連盟	<u>200,000円</u> 鳥取市
<u>税理士による 石破茂後援会</u>	<u>100,000円</u>	<u>鳥取市</u>		
小 計	1,900,000円		小 計	1,900,000円
(2) 略			(2) 略	

鳥取県選挙管理委員会告示第 95 号

南部町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
南部町立東西町コミュニティセンター	西伯郡南部町境 1569

南部町立ふるさと交流センター	西伯郡南部町福成 1452-1
上長田会館	西伯郡南部町上中谷 2397-5
青年の家	西伯郡南部町中 223
南部町農業者トレーニングセンター	西伯郡南部町天萬 526
法勝寺集落活性化施設	西伯郡南部町法勝寺 375-2

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）國岡 貴昭の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷 3080 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 25 日付鳥取県告示第 813 号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷 3080
 - （2） 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - （3） 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 25 日付鳥取県告示第 814 号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤原 真人	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1190
〃	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1193
〃	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1194
〃	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1194 の 1
寺谷 玉江	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1195
茶谷 芹子	八頭郡智頭町大字西野字小横山 1198
白岩 権作	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1204
茶谷 芹子	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1227 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字大横山 1231
米井 改	八頭郡智頭町大字西野字漆谷 1326
森本 富治	八頭郡智頭町大字西野字東山ソラ 1391
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字東山ソラ 1393
〃	八頭郡智頭町大字西野字東山ソラ 1393 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字東山ソラ 1394
〃	八頭郡智頭町大字西野字東山ソラ 1395

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 25 日付鳥取県告示第 816 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

景山文四郎	倉吉市倅谷字福良シ 341
福井 伊蔵	倉吉市倅谷字福良シ 347 の 1
東本 亀蔵	倉吉市倅谷字ヒジリ谷 391

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森本 知行	倉吉市長谷字榎谷 283 の 4
重道 幹義	倉吉市長谷字宮ノ峰 291 の 8
重道 久義	〃
重道 泰蔵	〃
重道栄太郎	〃
重道久次郎	〃
松田 寿春	〃
松田 新蔵	〃
松田豊四郎	〃

森本 栄治	〃
森本 益蔵	〃
森本 新市	〃
森本 藤吉	〃
森本 栄治	倉吉市長谷字宮ノ峰 291 の 9
重道 伝蔵	倉吉市長谷字小鳥谷 314 の 3
森本 権吉	倉吉市長谷字小鳥谷 314 の 4
福井 友吉	倉吉市中野字安歩戸峯 331

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 9 月 28 日付鳥取県告示第 821 号)の内容
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

新田 源市	倉吉市広瀬字萱野 1111 の 1
小谷 照美	倉吉市広瀬字大運渡 1399 の 4

香川 賢	倉吉市広瀬字大運渡 1401 の 3
小谷 真市	倉吉市広瀬字大運渡 1401 の 6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山田 亀蔵	倉吉市広瀬字横杉谷 1137 の 9
-------	--------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 9 月 28 日付鳥取県告示第 822 号)の内容
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山根 義隆	倉吉市大宮字柿谷 280 の 2
石橋喜一郎	〃
蓑原 英寿	〃
蓑原 稔	〃
田中 国蔵	倉吉市大宮字中峯 282 の 2
亀井 弘樹	倉吉市長坂町字大山 1004
山本 実	〃
亀井 弘樹	倉吉市長坂町字岩平 1005 の 1
山本 実	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

亀井 弘樹	倉吉市岩倉字黒松 870 の 1
山本 実	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 28 日付鳥取県告示第 823 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

河本 儀明	倉吉市富海字大佐白口 1115 の 1
金田 彰孝	〃
戸崎 友市	〃
大田 勝晴	〃
長尾 淳晤	〃
河本 儀明	倉吉市富海字大佐白 1116 の 4
金田 彰孝	〃
戸崎 友市	〃
大田 勝晴	〃
長尾 淳晤	〃
河本 儀明	倉吉市富海字梨木谷 1118 の 3
金田 彰孝	〃
戸崎 友市	〃
大田 勝晴	〃
長尾 淳晤	〃
河本 儀明	倉吉市富海字梨木谷 1118 の 4
金田 彰孝	〃
戸崎 友市	〃
大田 勝晴	〃
長尾 淳晤	〃
安達 稔	倉吉市富海字梨木谷 1118 の 7
岡本 勇	〃

河西 武善	〃
水谷 嘉蔵	〃
西村 功	〃
増田 高德	〃
竹森 教光	〃
長尾 達夫	〃
藤原 春芳	〃
戸崎 友市	倉吉市富海字岡谷山 1158 の 3
山崎喜代儀	〃
小椋 いわ	〃
大田 勝晴	〃
仲村 盛敬	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務 一式

2 契約方式 一般競争入札

3 落札日 平成 19 年 10 月 3 日

4 契約の相手方の名称及び

所在地 広島県広島市中区紙屋町二丁目 2-12

- 5 落札金額 77,666,400 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 平成 19 年 8 月 24 日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部分権自治推進課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220
-

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量

- (1) 借入物品 汎用電子計算機及び端末装置に係るハードウェア 一式
汎用電子計算機に係るプログラム・プロダクト 一式

- (2) 購入物品 端末装置に係るソフトウェア 一式

2 契約方式 一般競争入札

3 落札日 平成 19 年 10 月 4 日

4 落札者の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4-1

5 落札金額 月額 4,477,599 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入札公告日 平成 19 年 8 月 24 日

7 落札方式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 271